

日本語学術論文の即時オープンアクセス実現に向けて

横山詔一^a 石川慎一郎^b 井田浩之^c 相澤正夫^a

^a 国立国語研究所 名誉教授

^b 神戸大学

^c 北九州市立大学

責任著者：横山詔一 (yokoyama@ninjal.ac.jp)

要旨

内閣府より、2025 年度以降の新規に公募する競争的研究費について、研究成果の即時オープンアクセス（OA）義務化の方針が示されている。それを前提に、本稿では、とくに日本語学術論文の OA をめぐる現状を整理し、日本語学術論文の執筆者がとるべき対応や留意点について考察を行う。本稿は7つの節からなる。まず、第1節では問題の背景を示し、第2節では関連する論考や資料を紹介する。次に、第3節では即時 OA 化の概要を示し、第4節では基本的な関連用語を整理し、第5節では研究者向けのチェックリストを提示する。さらに、第6節では、十分な理解のないまま即時 OA 化に臨んだ場合、起こりうる問題を具体的に示す。最後に、第7節では、全体の議論をふまえつつ、今後の検討課題について整理する*。

キーワード：オープンアクセス，オープンサイエンス，日本語学術論文，権利保持戦略

1. はじめに

1.1 オープンアクセスを取り巻く現状と本稿のねらい

学術研究の成果の多くは海外の有力ジャーナルに論文の形で公表され、それを読むには所定の購読料を支払うことが長らく一般的であった。これに対し、学術研究の成果を誰もが無料で読める形で公開しようとするオープンアクセス（open access：OA）の動きが世界的に活発化している。

欧州圏では、2018 年に、域内の研究助成機関から得た資金による研究の成果を「即時かつ完全に」OA 化することを目指して cOAlition S というイニシアチブが開始された（coalition とは「連合」の意だが、団体の目的である OA を大文字で表記する）。また、それに伴う 10 の原則をまとめた Plan S が公表された。米国では、2022 年に、合衆国科学技術政策局（Office of Science and Technology Policy：OSTP）が、同じく公的資金に基づく研究成果の即時 OA 化を義務付ける方針を発表した。

* 本稿は4名の共著となっている。第1著者は本稿の全体構想および第1、3-6節を主として担当した。第2著者は第1-2節および第7節を主として担当した。第3著者および第4著者は本稿の執筆過程において数次にわたって意見を述べ、各種の情報を提供するとともに論文の修正に大きく寄与した。本稿は4名の共著者の確認と同意のもと、プレプリントを CC BY で公開している (<https://doi.org/10.51094/jxiv.720>)。なお、本稿の内容の一部は、2024 年 6 月 11 日開催の第 273 回 NINJAL サロンにおいて、「日本語学術論文の即時オープンアクセス実現に向けて」という題目で口頭発表した。

こうした海外の動向を受けて、日本においても、研究成果の即時 OA 化への動きが加速している。2023 年 6 月 9 日に閣議決定された「統合イノベーション戦略 2023」では、学術研究成果が「グローバルな学術出版社等（学術プラットフォーマー）の市場支配の下に置かれ」ている現状に対して、「公的資金によって生み出された論文や研究データ等の研究成果は国民に広く還元されるべきものである」という基本方針が明示され、競争的研究費制度において、2025 年度新規公募分から、査読付き電子ジャーナルに掲載される学術論文等の即時 OA 実現の方向性が示された（内閣府 2023: 25-26）。

2024 年 2 月 16 日の統合イノベーション戦略推進会議では「学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針」が示され、「公的資金のうち 2025 年度から新たに公募を行う即時オープンアクセスの対象となる競争的研究費を受給する者（法人を含む）に対し、該当する競争的研究費による学術論文及び根拠データの学術雑誌への掲載後、即時に機関リポジトリ等の情報基盤への掲載を義務づける」ことが正式に決定された（内閣府 2024a）。即時 OA は、公的資金によって生み出された研究成果の国民への還元による課題解決、論文の購読料・掲載料負担の適正化、研究成果の発信力向上という理念のもと、学術出版社に対する交渉力の強化、研究成果を管理・利活用するための情報基盤の充実、研究成果発信力の強化、国際連携等を目指す施策とされている（内閣府 2024a）。

2024 年 8 月 27 日と 28 日に開催された内閣府の説明会においては、OA は「原則」として研究者の所属機関のリポジトリ上で行うこととし、リポジトリが未整備の場合は分野別リポジトリや、国立研究開発法人科学技術振興機構（Japan Science and Technology Agency : JST）が運用するプレプリントの公開プラットフォームである Jxiv（ジェイカイクと読む）等のリポジトリを使用すること、リポジトリ公開までの期間は論文刊行から 3 か月程度が望ましいこと、義務化とは、研究者が即時 OA に向けて「最大限努める」ことであり、出版社や雑誌側が即時 OA を認めていない等、何らかの事情でそれが困難な場合にはその理由を報告し、当該事情が解消され次第、OA 化すること、などの補足説明がなされた（内閣府 2024c）。

こうした背景のもと、2025 年度以降、研究成果の公開方法、さらには、研究のやり方そのものが大きく変わっていくことと推察される。本稿は、OA の議論においてこれまであまり検討されてこなかった日本語学術論文を対象を絞り、とくに機関リポジトリが使用できない場合にどのようなすれば即時 OA を実現できるのか、即時 OA の実現手段の 1 つとされる「権利保持戦略 (rights retention strategy)」とはいかなるものか、研究者が即時 OA を実行しようとした場合に留意すべき点は何か、日本語学術論文の即時 OA は研究者・学界・出版界・図書館等の幅広い関係者にどのような影響を及ぼすのか、といった問題点について具体例を提示しながら考えていく。

本節の残りとなる 1.2 節および 1.3 節の部分では、OA の議論のベースにあるサイエンスのとらえ方について整理し、さらに、本稿が日本語学術論文に議論の焦点を当てた背景を説明する。その後、第 2 節では関連する論考や資料を紹介する。次に、第 3 節では即時 OA 化の概要を示し、第 4 節では基本用語を整理し、第 5 節では研究者向けのチェックリストを提示する。さらに、第

6 節では、十分な理解のないまま即時 OA 化に臨んだ場合、起こりうる問題を具体的に示す。最後に、第 7 節では、全体の議論をふまえつつ、今後の展望を行う。

1.2 オープンアクセスとサイエンスの多層性

OA は開かれたサイエンス（open science : OS）を実現する鍵となる概念であるが、そもそも、サイエンスというのは広範な概念である。サイエンスを広義でとらえた場合、そこには、狭義のサイエンス、つまり、職業研究者によってなされる学術的・専門的な科学研究（academic/professional science）と、一般市民による各種の調査研究活動や、児童・生徒・学生らによる学校での研究実践などを主体とする市民科学（civil science）の両方が含まれる。

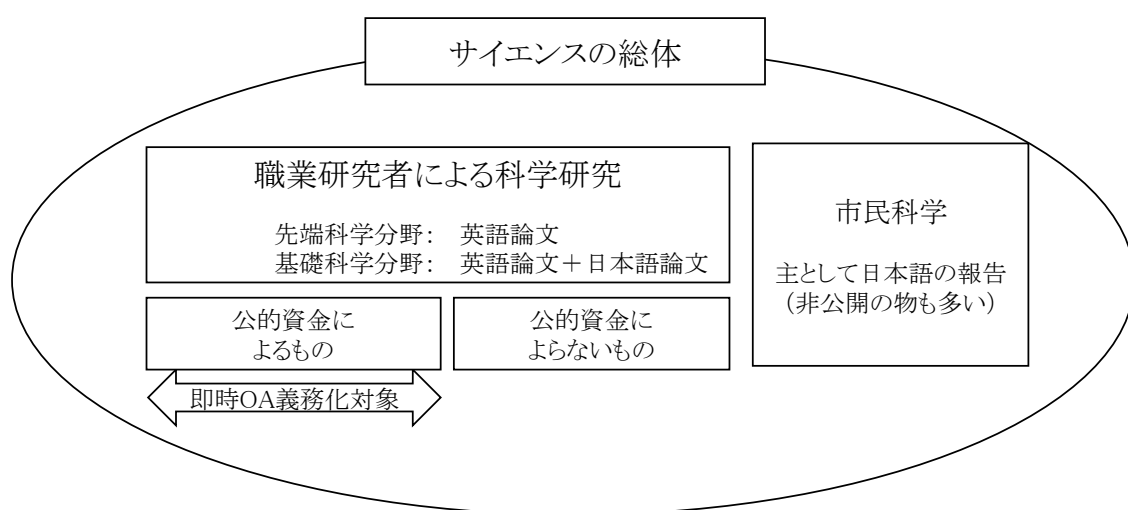


図 1 サイエンスの多層性

職業研究者による学術的・専門的科学では、研究成果は学術論文としてまとめられ、学術的定期行物（以下、ジャーナル）に投稿される。その後、同じ分野の他の専門家による査読がなされ、査読を通過したものがジャーナルに掲載される。このうち、国際競争の激しい先端科学分野の論文は、一般に、英語で執筆されて国際ジャーナルに公開される。その他、人文学などを含む基礎科学分野の論文は、英語で執筆されるものも母語（本邦の場合は日本語）で執筆されるものもある。公開の場も国際ジャーナル、国内ジャーナル、国内の大学紀要、同人研究誌、商業学術雑誌、書籍（の一部）等と広く、査読の有無やその厳しさも媒体によって様々である。後者の市民科学の成果はふつう母語でまとめられるが、これらは公開されることもあれば、公開されない場合もある。

今回の即時 OA 化は、職業研究者が公的資金を得て行った研究成果のうち、「査読付き学術論文（電子ジャーナルに掲載された査読済みの研究論文（著者最終稿を含む））及び根拠データ（掲載電子ジャーナルの執筆要領、出版規程等において、透明性や再現性確保の観点から必要とされ、公表が求められる研究データ）」のみを対象にするものである。OA という概念は、本来は、今回

の対象を超えて、サイエンスの総体に向かって広がっていくべきものと考えられるが、この点については、7.1 節で改めて触れたい。

なお、今般、義務化された OA は、OS 実現のための重要な手段であり、サイエンスの営みの一部をなすものでもある。

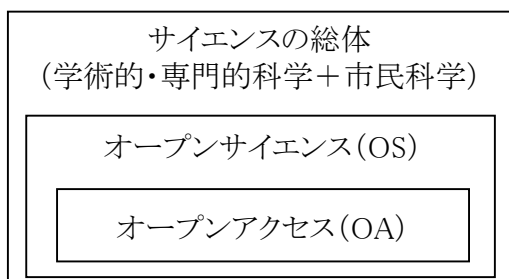


図2 サイエンスにおける OA の位置づけ

OA は、単なる行政上の施策を超え、科学を社会に開き、また、社会を科学に呼び入れる OS の理念を実現し、サイエンスの進歩と活性化をもたらす根幹的な要素であると言える。

1.3 オープンアクセスと日本語学術論文

国内の研究成果を「科学技術、イノベーションの創出及び地球規模課題の解決」につなげるという基本方針（内閣府 2024a）に示唆されるように、この施策の第一義的な目的は、科学技術分野、とくに、国際競争の激化している先端科学分野の国内研究者が海外の有力ジャーナルに投稿した英語論文へのアクセス権を確保することにあると思われる。

周知のように、そうした分野では、先取権（priority）をめぐる熾烈な競争が繰り広げられてきた。先取権とは、論文の著者が世界の研究者に先駆けて当該の学術的知見を公表したことを権利として認め、論文のオリジナリティ（独自性）を保証する概念である。

一方、基礎科学分野では、必ずしも英語による査読付き論文だけが公表手段でないこともあって、先取権への意識が相対的に希薄であり、OA や OS に関心を持つ研究者も一部に限られていた。しかし、即時 OA 義務化の影響は、主として基礎科学を専攻し、もっぱら国内誌に日本語で論文を投稿しているような研究者にも波及しうる。以下では、基礎科学分野の日本語学術論文もまた OA 化と深くかかわりを持つと考える理由を2つ挙げたい。

1 点目は、日本語学術論文が日本の基礎研究の充実と深化に大きな貢献を果たしていることである。有田（2021:146）は、OA、さらにはそれによって実現される OS が「母国語¹を抜きには語れない」とした上で、「基礎研究の世界で日本が存在感を示してこれたのは、日本独自の研究哲学があったからだ。英語力ではない。その伝統を生かす施策が今必要とされている」と強調している。最先端の科学研究の成果をまとめ、国際的に発信した英語論文はもちろん重要であるが、

¹ 原文ママ。ただし、本稿では「母語」という用語を使用する。

研究者が自身の母語で深く思索した成果としての日本語学術論文もまた、OA によって広く読まれる必要がある。

2 点目は、日本語学術論文が、研究の裾野を広げ、科学への一般市民の参画、すなわち、1.2 節で触れた市民科学を促進する可能性を持つためである。一例として、JST が運営する電子ジャーナルのプラットフォームである科学技術情報発信・流通総合システム (J-STAGE) 上でよく読まれている論文を見てみよう。2024 年 3 月の月間アクセス数ランキングの第 5 位は、「国立科学博物館所蔵ヤマイヌ剥製標本はニホンオオカミ *Canis lupus hodophilax* か？」という日本語学術論文であるが (小森・小林・川田 2024)，筆頭著者の小森日菜子氏は、論文執筆当時、墨田区立小梅小学校に通学する小学生だった。学術論文には、「書くこと」(writing) と「読むこと」(reading) の両面が存在するが、幅広い日本語学術論文の OA が実現し、多くの論文がオンラインで読めるようになれば、小学生であっても学術論文を読みたいと感じる機会が拡大するだろう。小森氏らの論文は、市民が学術的・専門的科学に参画したものであると同時に、幅広い市民を広く科学研究に誘うという点で、市民科学の好例である。

そもそも市民科学は、世界が直面する課題に取り組む科学研究に広く一般の人々が参画することを前提としており、科学の民主化の 1 つのあり方と見なすことができる。SDGs (持続可能な開発目標) の目標 4 は「質の高い教育をみんなに」であるが、幅広い日本語学術論文の OA 化は「質の高い知見や知識をみんなに」届けることに通じる。この意味で、OA は、専門家 (研究者) が産み出した質の高い知見や知識を一般市民に公開するとともに、市民と共同で新たな科学的知見を産み出す市民参加型の研究を推進することにも道を開くだろう。

2. 関連研究

日本語学術論文の OA 化については、過去の実践例の蓄積が乏しいのが実情であるが、英語で発表される先端科学分野の論文に関しては、早くからこの問題に着目がなされており、概説論文や解説資料も少なくない。以下では、まず、本稿の趣旨に照らしてとくに重要と思われる 3 つの論文・資料を取り上げて紹介する。次いで、本稿著者らによる日本語学術論文の OA 化の実践について述べる。

2.1 オープンアクセスとオープンサイエンスをめぐって

佐藤・逸村 (2010) は、研究論文の完全な OA 化を求める Budapest Open Access Initiative (BOAI) (本稿 4.1 節参照) の概説論文である。一般に、論文の著者は、ウェブ上で著作物の電子版を公開するにあたり、クリエイティブ・コモンズ (creative commons : CC) ・ライセンスの枠組みの下、著作者が著作物のライセンス (利用許可条件) に関して意思表示を行うことができる。このとき、著者は、自身の著作物の扱われ方の条件をいくつかの段階で指定できるが、BOAI の理念は、著作権者の表示のみを要求する「CC BY (表示)」に相当する。このことは、CC BY 以外の公開形態 (営利目的での利用を禁じる、複製や改変を禁止する等) が厳密な意味での OA ではないことを示唆する。

赤池（2023）は、日本政府の立場から、OS や OA の必要性をまとめた資料である。資料では、現在の問題として、電子ジャーナルの購読料が過去 5 年で 1 割増、過去 9 年で 3 割増になっていること、購読料支払い額の 5 割が海外の上位 3 社に集中していること、OA ジャーナル掲載料（article processing charge : APC）が過去 5 年で倍増、過去 9 年では 5.5 倍に急増したこと、等が指摘されている。また、こうした現状を変えるべく、(1)OA 化実現の手段として、欧州は、掲載料を負担して論文を OA ジャーナルに載せるゴールド OA 戦略を、米国と日本は、著者最終稿（author accepted manuscript : AAM）などを機関リポジトリ（大学図書館等が運営する電子論文等の収集・公開プラットフォーム）に公開するグリーン OA 戦略を重視していること、(2)米国は、COVID-19 の教訓（関連研究の多くが即時無料公開され、問題の迅速な対処にきわめて有益であった）をふまえ、2022 年 8 月に論文と研究データ両方の即時 OA 方針を決定していること、(3)日本では、国立情報学研究所（NII）の運営する研究データ基盤システム（NII Research Data Cloud）を中核としつつ、NII 運用のプラットフォーム（CiNii, GakuNin RDM, JAIRO Cloud/WEKO3 [機関リポジトリ基盤]）、JST 運営のプラットフォーム（J-STAGE, J-STAGE Data, Jxiv）の相互連携が予定されていること、等が述べられている。

齊尾（2024）は、OA を包含する OS という理念の変遷を歴史的に跡付けた興味深い論考である。齊尾によれば、自然科学における「反証可能性」の重要性を指摘したことでも知られる哲学者の Karl Popper が、権威主義的・全体主義的社会に対置した open society（開かれた社会）という概念が、OS の基盤にあるとされる。OS の理念に立てば、論文だけでなく、生データ、使用した方法論、使用したソフトウェア等の公開も重要で、さらには、オープンな評価や、科学教育の機会の提供、また、研究への市民参画も保証されるべきである。OS は、もともとは科学者社会の規範であったが、現代では、市民科学、すなわち、「一般社会の成員が主体的に科学研究に参加する」状態を指すことが普通になっている。もっとも、OS の理念の下、極度に専門的な知識が万人に公開されれば、価値の混乱や議論の迷走がもたらされる危険性もある。こうした混乱を抑止するためには、研究者自身が積極的に OS に参画し、「サイエンスガバナンス」（科学技術の開発や利用の仕方を社会全体で議論し、統制する）や、「レギュラトリーサイエンス」（科学技術の成果を社会にとって望ましい姿に調整する）の責務を果たすべきだと齊尾は説いている。

2.2 著者らによる日本語学術論文のオープンアクセス化の実践

先端科学分野に比して、広義の基礎科学の分野では、論文の OA 化がいまだ十分には普及していない。本節の最後に、本稿著者らによる日本語学術論文の OA 化の実践例として、2 点の論文の公開過程を紹介しておきたい。本稿著者らは、プレプリントサーバーを、出版済み論文の即時 OA 化の手段としてだけでなく、出版前論文の先行 OA 化の手段として用いる試みを行ってきた。

1 点目として、横山他（2021）は、過去の識字調査資料を統計的に再検討した研究である。この論文は Jxiv で初稿が公開された。その後、プレプリント公開済み原稿の投稿を認めている学会のジャーナルに投稿して採択・掲載され、学会の定める 1 年間のエンバーゴ（論文のオンラインで

の非公開期間。本稿 4.4 節参照) の後に、JST が運営する電子ジャーナルプラットフォームである J-STAGE 上で公開された。

2 点目として、横山・石川 (2022) は、OS の推進に必要なプレプリントの公開に関する諸問題を概観した上で、著者の経験をふまえ、Jxiv, および、研究者 SNS である Research Gate (RG) での論文公開方法やその意義について議論した研究である。この論文も、投稿に先立ち、プレプリントおよびその修正版が Jxiv に公開された。その後、国内大学の紀要 (印刷版) に掲載され、あわせて、当該大学が運営する機関リポジトリ上でも電子公開された。さらに、プレプリントが RG でも公開された。

これら 2 つの論文は、OA 化を重ねて行うことによって多くの読者の目に触れることとなり、結果として、研究を深化・進展させていくための助言や示唆が多く得られることとなった。こうした経験は、日本語学術論文の著者であっても、また、その論文が査読付きであるか否かを問わず、一定の手順さえ踏めば、自身の研究の即時 OA 化が十分に可能であり、かつ、それが有益であることを示すものであった。

3. 即時オープンアクセス実現に向けた動き

3.1 国内のオープンアクセス政策の現在

いま、日本語学術論文の読み書きをめぐる環境が、即時 OA 義務化の大きな波を受けて歴史的な転換点を迎えようとしている。前述のように、学術論文の即時 OA 義務化とは、OS 推進のため、公的予算によって生み出された査読付き論文をインターネットで即時無料公開するよう国が義務づける (2025 年度以降に公募する研究から開始) 、 というものである。この方針はすでに決定された事項であることが、政府文書に示されているほか (内閣府 2024a; 内閣府 2024b) 、 新聞等でも報道されている (読売新聞 2024) 。

なお、OA の定義に関して、2024 年 4 月に開催された内閣府による説明会では、学術論文に DOI (Digital Object Identifier) 等が付されて機関リポジトリ等に搭載されていることに加えて、研究データ基盤システム (NII Research Data Cloud : NII RDC) 上で安定して検索可能である場合に OA が実現できたと認定されるとの解説があった。また、2024 年 8 月の説明会でも、NII RDC 上で学術論文及び根拠データが検索可能となる必要があることが確認された。

3.2 英国の先行例に学ぶ

国内でも、京都大学等、大学として研究成果の OA 方針を発表しているところもあるが (京都大学 2015) 、 内閣府が国全体で OA を推進しようとしている現状を見ると、海外の取り組みを参考にしていることがうかがえる (内閣府 2024a) 。中でも、英国の動向に触れておくことは参考になると思われる (尾城・花崎 2024) 。

英国では、大学評価が OS と密接に結びつき、OS を促進している。英国の大学評価は Research Excellence Framework (REF) と呼ばれるもので、2014 年より、コンサルテーション (交付金傾斜配分のための大学評価) において、研究成果の公開が指標に組み込まれている。2029 年実施の

コンサルテーションの詳細は 2024 年夏に公開されることになっているが、研究成果の即時 OA や一般市民に向けた公開がこれまで以上に強調されることになると予想される (Research Excellence Framework 2024)。

また、英国の公益財団であるウェルカム財団 (Wellcome Trust) も、助成した研究費の成果をいち早くオープンにすることを求めている (国立国会図書館 2018)。ウェルカム財団では、研究助成を受けるにあたって、財団が指定する OA 方針に則って成果を公開することを求めており、詳細な規定が定められている (Wellcome Trust 2022)。英国には、このほかにも助成にあたって OA 規定を定めている助成機関は多い。英国研究・イノベーション機構 (UK Research and Innovation : UKRI) は、OA のモニタリングプロセスを詳細に定めており、研究成果の公開をコンプライアンスの一環と位置付けている。例えば、成果公開がなされない場合には、研究機関に働きかけ、解決策を探ることが示されている (UKRI 2023)。

では、英国の現行制度において、即時 OA はどう定義され、それが満たされない場合にはどのようなペナルティが課されるのであろうか。ウェルカム財団を例にとると、即時 OA と認定されるためには、(1)出版原稿 (the final published version of record : VoR) または査読を経て受理が決定した著者最終稿 (AAM) を、出版と同時に、Europe PubMed Central (生物医学・生命科学分野の論文全文アーカイブ) 上で自由に入手できるようにすること、(2) ライセンスを CC BY (表示) (例外的に CC-BY-ND (改変禁止) も可) にすること、(3)データが利用可能であることを記述すること、という 3 要件を全て満たす必要がある。ただし、出版原稿または著者最終稿の OA ができない場合はプレプリントの公開でも可とされている (<https://wellcome.org/grant-funding/guidance/open-access-guidance/open-access-policy>)。また、ウェルカム財団は、研究助成が採択された研究者の活動状況をモニターしており、研究者が OA 方針に従っていると確認できた場合に限り、研究費の継続、新規応募の受理、新しい研究費の支給を行う。OA 方針に従わない場合、当該研究者の所属機関に解決を求めるが、所属機関が協力しない場合は、ペナルティとして当該研究者への研究費配分を一時停止する場合もある。

4. オープンアクセスに関する基本用語の解説

研究者の多くは、学会から公刊される査読付きのジャーナル論文、所属機関が発行する紀要の論文 (以下、紀要論文)、学会が開催する会議の予稿集の論文 (以下、口頭発表原稿) を読み書きすることが研究生生活の中心となっている。その読み書き生活に、「2025 年学術論文即時 OA 義務化」がどのような影響を与えるのか、輪郭がまだ明確にはつかめないという声をしばしば耳にする。

その原因の 1 つとして、ジャーナル論文の即時 OA 義務化に関する公的文書に、耳慣れない専門用語が多く登場することが考えられる。そこで、本節では、OA に関する基本用語を 5 つ取り上げ、それぞれ簡単な解説を付し、平易な言い換えも提案する。なお、これらは、本稿第 1 著者が、自身による日本語学術論文の OA 実践をふまえて選んだものである。

4.1 オープンアクセス

OA といった用語は、すでに本稿においても繰り返し登場しているが、実は、その説明にはさまざまなものがある。もっとも有名なものは、Open Society Institute（現在は Open Society Foundations と改称）でなされた議論をもとにして、2002 年 2 月に発出された Budapest Open Access Initiative (BOAI ; Chan et al. 2002) である。以下は、冒頭部の一節である。

古い伝統が新しい技術と融合することにより、かつてない公共財をもたらすことが可能になった。古い伝統とは、研究と知識のため、科学者や研究者が、研究成果を無料でジャーナルに投稿するということである。新しい技術とは、インターネットのことである。これらにより、査読付きジャーナルに掲載された論文を全世界に電子配信し、すべての科学者・研究者・教師・学生・知的好奇心を有する一般の人々が、完全に無料かつ無制約で、それらにアクセスできるようになった。学術論文へのアクセス障壁を取り除くことは、研究を加速し、教育を豊かにし、富裕な人々とそうでない人々が相互の学びを共有し、論文の有用性を最大化し、共通の知的対話と知の探究を通して人類を 1 つにする基礎を築くことである。

様々な理由により、オープンアクセス、つまり、論文が無料かつ無制約でオンラインで読めるのは、これまで、ごくわずかのジャーナル論文に限られていた…

(英文からの引用は原則として著者による抄訳とする。以下同。)

BOAI の後半部では、より明確に、OA の内容が説明されている。

論文の「オープンアクセス」とは、インターネット利用のコストを除き、費用面・法律面・技術面での制約なしに、すべての利用者が、購読、ダウンロード、複写、再配布、印刷、検索、フルテキストへのリンク、機械を用いたクローリング（インデックス化のための悉皆的データ収集）、ソフトウェアのデータとしての利用、その他合法的なあらゆる目的での使用を許されることを意味する。複写・再配布に関する唯一の制約、言い換えれば、著作権の唯一の役割は、著作の完全性と健全性 (integrity) を保持し、適切な謝辞と引用を受ける権利を著者に与えることのみである。

以上のように、OA の本義は「オンラインでの無料公開」であるが、現在では、加えて、エンバーク（本稿 4.4 節参照）なしの即時公開を同時に含意することが多い。ゆえに、OA という用語を広く一般向けに言い換える場合は「研究成果物の即時無料公開」がよいかもしれない。

4.2 クリエイティブ・コモンズ・ライセンス

クリエイティブ・コモンズ (CC) ・ライセンスとは、著作者が著作物のライセンス（利用許可条件）に関して意思表示を行うことで、情報流通を円滑にするという目的がある。対象となるのは幅広い著作物であるが、ここでは論文に範囲を絞る。

ライセンス（利用許可条件）に関する意思表示の方法は6種類ある。論文利用の制約条件がもっとも緩いのが「CC BY（表示）」である。これは論文の著者氏名、表題、掲載誌の書誌情報等（以下、著者クレジットという）を表示すれば、改変や営利目的利用が可能である。逆に論文利用の制約条件がもっとも厳しいのが「CC-BY-NC-ND（表示、非営利、改変禁止）」で、改変もできなければ営利目的の利用もできない。

ところで、上記の「改変禁止」の具体的な意味については疑問がある。著者以外の第三者が論文を要約した場合、そしてその表現に著者が何らかの違和感を持った場合、それが改変にあたるのか否かの判断は非常に難しい。裁判による判例もさまざまのようである。

CC BY という用語を広く一般向けに言い換える場合は「引用元表示による論文の自由利用」がよいかもしれない。

4.3 プレプリントとプレプリントサーバー

一般に、プレプリントと言う場合、査読前ないし査読中の原稿を指す。プレプリントサーバーはそれを公開するシステムである。英語論文に関しては海外で多くのプレプリントサーバーが稼働し、科学研究の進歩に大いに貢献している。日本では、英語論文・日本語論文ともに投稿可能なプレプリントサーバーとして、JST が運用する Jxiv がある。

理系研究者の一部はプレプリントを盛んに活用しているようである。特に、物理・人工知能 (AI) 研究といった分野ではプレプリントが広く浸透し、研究に不可欠のツールとなっているようだ。一方、理系であっても分野によってはプレプリントになじみが薄い研究者が少なくない。多くの人文系の研究分野では、その傾向がさらに強い。

プレプリントという用語を広く一般向けに言い換える場合は「査読前公開論文」がよいかもしれない。

4.4 エンバーゴ

原語の“embargo”は、本来、「禁輸」や「商船の出入港禁止」を意味する語であるが、そこから派生して「報道や公開を一定期間差し止める」という意味でも使われる。本稿のように研究成果の OA 化という文脈で「エンバーゴ」と言う場合は、論文が紙版で（あるいは限定メンバーのみに対してウェブ上に）公開されてからウェブ上で一般公開されるまでの期間を指す。国内の学会について言うと、論文はまず印刷版ジャーナルで会員に公開した後、所定期間（1 年が多い）経過後、J-STAGE 等で一般公開する仕組みを持つところが多い。この場合であれば、印刷版公開から J-STAGE 公開までの 1 年間がエンバーゴとなる。逆に、こうした期間を置かず、印刷版公開と同時にウェブでも一般公開する場合は「ゼロエンバーゴ」と称する。

エンバーゴという用語を広く一般向けに言い換える場合は「論文のネット公開禁止（期間）」がよいかもしれない。

4.5 権利保持戦略

権利保持戦略とは、cOAlition S が 2020 年に公表した考え方である。そもそも、OA を実現する経路には、「OA 出版ルート」（OA 制を取っているジャーナルを選んで投稿する）、「転換契約ルート」（非 OA ジャーナルに掲載された論文について別途費用を払って OA に切り替える）、「リポジトリルート」（非 OA ジャーナルに掲載された論文の著者最終稿などをリポジトリ（プレプリントサーバー等）に投稿することで OA 化する）の 3 つがあり、権利保持戦略は「リポジトリルート」に関わるものである。

尾城（2021）他を参考にして、要点をまとめると、権利保持戦略は概ね 3 つのステップからなる。まず、研究助成機関は、研究者に対して、研究成果としての論文の即時 OA 化をあらかじめ義務付けておく。また、ジャーナル出版社にもこのことを告知しておく。次に、研究者は、査読を経た著者最終稿（AAM）の提出時に「研究助成団体の OA 要請に従い、この投稿から生じる著者最終版の著作権は著者にあり、CC BY または同等のライセンスが適用される」旨を論文送付時のカバーシートや論文本体内で宣言する。そして、その後の出版と同時に、著者は著者最終版をリポジトリに掲載する。以上の 3 ステップによって、エンバーゴ付きのジャーナルに出した論文であっても、即時 OA を実現できるという仕組みである（本稿 5 節参照）。なお、ジャーナル側の同意があれば、著者最終稿でなく、ジャーナルに掲載された出版原稿（VoR）を著者の側で公開することも可能とされる²。

権利保持戦略という用語を広く一般向けに言い換える場合は「論文のネット公開禁止期間を無効にする方法」がよいかもしれない。

5. 即時オープンアクセスを実現するためのチェックリスト

本稿第 1 著者は、内閣府主催の「学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた国の方針に関する説明会（第 2 回；2024 年 4 月 26 日（金））」において、内閣府説明担当者に以下の質問を行った。

人文系の国内の学会ジャーナルは日本語で出版されるものが大多数ですが、そのほとんどにエンバーゴがかかっています。また、日本語学術論文を受け付けるプレプリントサーバー Jxiv に投稿を認める人文系の学会ジャーナルも極めて少数です。そのため、査読付き学術論文が紙媒体等で出版された後に即時 OA を実現することが不可能になっています。この状況が続くと、2026 年には、人文系の研究者の大部分が、科学研究費補助金の成果を学会ジャーナルに投稿できなくなるのではと危惧しております。内閣府や日本学術会議等では、この問題をどのように考えておられるのか、簡単に教えてくださいとありがたく存じます。

² 2024 年 8 月の内閣府の説明では、権利保持戦略の行使については触れられておらず、研究者自身が機関リポジトリで公開するのが原則であるという説明がなされている。

この質問に対する内閣府説明担当者の回答は、要するに「検討中」とのことであった。その後、2024年8月27日と28日に開催された内閣府の説明会においては、出版社やジャーナル側が即時OAを認めていない等、何らかの事情でそれが困難な場合にはその理由を報告し、当該事情が解消され次第、OA化すること、などの補足説明がなされた（内閣府 2024c）。このことは、研究者自身が対策を講じなくてはならない時期がいずれ到来することを予感させる。研究者が日本語で書かれた査読付き学術論文の即時OA化を自分の手で実現する方法を学んで熟知し、さらに、新たな方策を模索し、工夫し、創成する努力を重ねることが必要だと考える。

下表は、Plan S が公開しているジャーナル送付用のテンプレート（<https://www.coalition-s.org/resources/rights-retention-strategy/>）に基づき、海外における権利保持戦略の発動手順の一例を示したものである。Plan S は、一部の出版社がOAへの対応方針を意図的に曖昧にしておき、論文審査が進んだ段階になってはじめて、著者にエンバーゴへの同意を強要する事例があるとして、こうした出版社への対抗策として以下のような手順を示している。なお、日本における即時OA義務化の枠組みの中で、権利保持戦略をどう考えるかについては、本稿執筆時点では明確な説明がなされていないようである。

表1 権利保持戦略の概要

	段階	主な作業
1	ジャーナルの選定	・事前に以下を確認しておく ・査読付きかどうか ・ジャーナルが電子化されているか ・エンバーゴがあるかゼロエンバーゴか →査読付き電子ジャーナル（エンバーゴあり）に投稿する場合は2へ
2	ジャーナルへの事前照会	・投稿に先立ち、以下のような照会状をジャーナルに送り、回答を求める 私は**財団から得た助成金に基づく論文の投稿を検討中です。論文の著者および著作権者として、私は著者最終稿を自身が選択するように使用する十全の権利を有します。故に、私の論文には「OAのため、本投稿から生じる著者最終稿にCC BY ライセンスが適用される」旨が記載されます。この条件を完全に理解いただくため、下記に回答を求めます。 1. 編集部は、私の論文にCC BY が適用されていることで、私の原稿の受理を拒否しますか？（はい・いいえ） 2. 編集部は、私の論文が採択された場合、CC BY 適用を拒否するため、エンバーゴを課す契約書に署名を求めますか？（はい・いいえ） 上記2点について即時の回答を求めます。（ 年 月 日）までに連絡がない場合、私は上記の条件で原稿を受理する他のジャーナルを探します。

3	ジャーナルへの投稿	・さらに、投稿時（または、査読後、著者最終版を提出する際）に、カバーレターに下記のような内容（一例）を書き込む。 本投稿の著者および原著作権者として、私は本投稿から生じる著者最終稿に CC BY を適用します。採択された場合、エンバーゴに関わらず、私は著者最終稿をリポジトリ上で利用可能にします。この行為を妨げる契約への署名を求めないことを折り返しご確認ください。（ 年 月 日）までに連絡がない場合、この条件で原稿を受理する他のジャーナルを探します。
---	-----------	--

注：上記の内容は、Plan S の公開している Pre-submission & covering letter templates に基づく。

Plan S が推奨する手順を見ると、権利保持戦略とは、著者が一方的に宣言・行使するものではなく、投稿前や投稿時といった段階ごとに文書の形でジャーナル側の意思確認を求めることで、むしろジャーナル側を巻き込んでいく（あるいは追い込んでいく）行為であることがわかる。これが効力を持つためには、研究費を受けているすべての研究者が、一斉に同じ手順を踏むことが不可欠で、テンプレートが公開されているのもそのためである。

仮に 1 名の研究者が単独でジャーナル側に CC BY の適用可否を問うた場合、両者の力関係の差は明白で、ジャーナル側は拒否する可能性が高い。しかし、様々な論文の投稿者全員が、一斉に、同じテンプレートを送り付けてきた場合は、力関係が逆転する。拒否すれば全ての原稿を失うことになるため、ジャーナル側はこれらの要求を拒否できなくなる。結果として、エンバーゴを課していたとしても、著者最終稿のプレプリントサーバーでの即時 OA 化が実現するわけである。

以上のことから示唆されるように、権利保持戦略は、強大な権限を保持するジャーナルを相手取った、研究者集団による団体交渉に似た性質を持つものと思われる。

6. 論文執筆活動の状況予測（フィクション）

本節では、2025 年以降の論文執筆活動の状況を具体的に予想した仮想事例（フィクション）を示し、日本語学術論文の即時 OA を研究者の手で実現するための検討ノートとする。これらは、研究者が 2025 年に直面する可能性のあるシナリオのうち、あまり不自然ではなく、稀少でもないと思われ 1 つのケースである。

ストーリーは Y 氏の視点から描かれているが、途中で別の立場によるコメント（仮想例）も入っていることがある。そのため、いささか文学的な表現も散見されるかもしれないが、この先の状況を具体的にイメージするのに効果を発揮する参考資料の 1 つにはなるであろう。

6.1 科研費申請の準備を始める

文系研究者 Y 氏は 2025 年のある日、科研費の公募に向けて申請書類の作成準備を始めた。その夜、Y 氏は悪夢にうなされた。以下、その悪夢の内容を Y 氏の独白を中心にした形で紹介する。

ある日、私は科研費申請にかかる Web システムにアクセスしたところ、それまではなかった「誓約書」の提出を求められていることに気がついた。その誓約書には「私ならびに私の共同研究者は、OS と OA の理念を遵守し、科研費による成果物として論文を公開する際に、同時に無料で公開することを誓います。この誓約に違反した場合は研究費の支給を停止されることを自覚しています」と記されているではないか。

私は「研究費の支給を停止」という文言が気になり、ネット検索等で調べてみたところ、数年前から大学図書館関係者等から「2025 年学術論文即時 OA 義務化」として情報提供がなされていることを初めて知った。あわてて自分の所属している学会のジャーナルが即時無料アクセスの条件に適合しているかを確認してみたところ、ほとんどが条件を満たしていないことに気がついた。私は共同研究者（科研費の研究分担者）と共著論文を投稿する計画を立てていたもので、共同研究者にも相談してみたが十分な情報を得ることができなかった。

【別の観点からのコメント】

- ・ 誓約書を求められたり、ペナルティが課せられたり等、そこまで踏み込んだ施策になるか決まっていない現在の段階で、研究者の不安を煽るような言説を示すのは適切ではないと思う。
- ・ 英国のウェルカム財団の動向を見ると、いずれはペナルティが科せられるのではないかと。そうしないと不公平が生じる。
- ・ Singh Chawla (2022)による *Nature* の記事には「（ある研究者は）Jxiv は普及すると考えている。特に、研究資金提供機関が、将来的に資金を提供する研究者に Jxiv の使用を義務付けるようになれば、なおさらである」と記されている。ここで「義務付ける」という文言にペナルティが暗示されているという見方も成立するのではないかと。

6.2 誓約書を出してよいか悩む

このままでは、研究費の支給を停止されるリスクがあるかもしれないと不安に思った私は、すぐに自分の所属学会に問い合わせしてみた。その結果、いくつかの学会から「即時無料公開は技術的にいつでも対応できますので大丈夫です。ご安心ください」との回答を得て、やれやれと胸をなで下ろした。

また、大学の同僚の教員や科研費担当の事務窓口にも相談してみたところ「たとえば大学紀要に論文を書いた場合は、機関リポジトリから無料公開できるので大丈夫ではないか」という回答を得た。ただし、機関リポジトリを担当している大学図書館の担当部署に確認することはしなかった。実は、これが後に影響を及ぼすことになる。

さらに、知り合いの研究者から「研究者 SNS で有名な RG を利用すれば、論文に DOI を付けることが簡単にできるし、プレプリント等もすぐに公開できるよ」と聞いて、ならばますます安心だと考えた。

これで問題は解決したと確信した私は、誓約書を提出し、科研費申請を無事に完了することができた。

【別の観点からのコメント】

- ・国内の学会ジャーナルは日本語で出版されるものが大多数である。2024 年 5 月現在では、多くにエンバーゴが課せられている。この状況が続くと、2025 年に科研費申請を予定している研究者から学会事務局に、エンバーゴが 2026 年に撤回されるのかという質問が多く寄せられる可能性がある。即時無料公開を 2026 年に実現するには、単に技術的にいつでも対応できるだけでなく、OA を実現したと認定される要件を十分に確認し、その対応策を学会内で検討する必要があるであろう。その検討に要する時間を考えると、すでに一刻の猶予もない状態であり事態は切迫しているのではないか。
- ・OA を実現したと認定される要件の 1 つに「研究データ基盤システム (NII Research Data Cloud) で安定して検索可能なこと」があると知人の研究者から聞いた。そこで気になったのは CC ライセンスのことである。日本語で出版される査読付き学術論文の大部分は CC ライセンスが付されていない。このままだと、利用者が当該論文を利用する際に権利関係について迷いが生じ困惑するおそれがある。また、権利関係に注意を払っている海外の利用者から問い合わせが来る可能性もある。このあたりのことを、アカデミア全体に周知する必要があるのではないか。
- ・大学図書館が運用管理している機関リポジトリの担当者に相談しなかったというのは、大きなミスではないか。研究データ基盤システム (NII Research Data Cloud) と機関リポジトリが連携して OA を実現するとも聞いているので、まずは機関リポジトリの担当者に相談すべきである。

6.3 科研費を獲得し、早めに論文を投稿しようとする

2026 年の 2 月頃に科研費が獲得できたとの知らせを受け、私は研究成果をなるべく早めに多くだそうと張り切っていた。そして、2026 年の 10 月頃には投稿の準備がかなり進み、順調な研究生活を過ごしていた。

そんなある日、すこし気になる情報が、知り合いの理系研究者だけでなく大学図書館関係者からも入ってきた。

1 つ目は、論文の公開にあたっては、CC ライセンスの表示が必要になるらしいという点である。2 つ目は、学内紀要に書いた論文を公刊と同時に機関リポジトリから公開することは無理らしいという点である。

ここで私は頭を抱えた。まず、CC ライセンスという用語はこれまで見聞きしたことがなく、用語の意味が理解できない。そこで、知り合いに相談したのであるが、曖昧な情報しか得られなか

ったので、共著者に相談してなんとなく「CC-BY-NC-ND」つまり「表示，非営利，改変禁止」を選択することにした。実は，これが後に禍根を残すことになる。

次に，紀要論文の機関リポジトリからの即時公開について，大学図書館に直接確認してみたところ，「大学図書館としても所属教員の研究成果の公開には積極的に取り組んでいるところですが，今回の制度改変で多数の教員から即時公開の依頼が殺到した場合，現在の体制では処理に一定の時間を要し，厳密な意味での「即時」とならず，しばらくお時間をいただくケースがあるかもしれません」ということであつた。

私は厳密な意味での「即時」でないと困ると考えて，なにか打開策はないか尋ねた。その機関リポジトリ担当者は「はい，研究者自身が論文を即時公開できるシステムにご自分の手で論文PDFを公開なさるのがよいかもしれません。たとえば，プレプリントサーバー等の活用も可能でしょう」と答えた。

【別の観点からのコメント】

- ・大学図書館の機関リポジトリ担当者にインタビューして取材すべきではないのか。
- ・研究者自身が論文を即時無料公開できるシステムはどこにあるのか。大学の機関リポジトリごとに，そのようなシステムが 2026 年までに準備できるのか。
- ・Singh Chawla (2022)による *Nature* の記事には「日本の研究論文生産量は世界でもトップクラスにある。しかし，日本の研究者が論文の初期版をプレプリントサーバーで共有することはあまりない，と科学技術振興機構（JST）情報基盤事業部の久保田壮一氏はいう。久保田氏によれば，JSTはこの状況を変えたいと考えている。Jxiv を立ち上げたのは，既存のプラットフォームの欠落を埋めるためである。既存のものは，日本ではポピュラーな分野である歴史，経営，言語学，学際科学を欠き，研究分野のすべてをカバーしてはいないのだから。日本語で発表される論文の多くは，これらの分野のものである。Jxiv では，研究者は英語と日本語で原稿を投稿することができる」と記載されている。このことを人文系研究者はより深く知り，真剣に受け止めるべき時が到来したように思う。

6.4 権利保持戦略を考える

私は大学図書館の機関リポジトリ担当者との相談を終えて，自分の研究室に戻る途中で，たまたま知り合いの心理学者とすれ違った。その瞬間，心理学の世界では実験結果の再現性の問題を巡って OA や OS についていろいろと議論がなされているらしいことをどこかで読んだことを思い出した。

そこで，思い切って，その心理学者に「ちょっと突然で恐縮ですが，たいへん困っていることがあります，ご教示を賜りたく存じます。いま 10 分間ほどお時間をいただけますか？私の研究室はすぐそこですから，お越しいただけますか」と相談をしてみた。その相談の結果，「権利保持戦略」というやり方があることを知った。

【別の観点からのコメント】

- ・エンバーゴを 2025 年のうちに全廃すれば、問題の大部分は解決するのではないかな。
- ・エンバーゴを全廃すると、学会の会員数や学会ジャーナルの機関購読者（大学図書館等）の数が減少し、学会の財務状況が急激に悪化して学会運営が成り立たなくなるので、絶対に反対である。

6.5 著者間でのクリエイティブ・コモンズ・ライセンスの共通理解不足に起因する問題が発生する

私は、紆余曲折の末、ついに論文の即時無料公開を実現することができた。その研究成果が世間の評判を呼び、一般向けの講演会等で、専門家ではない人たちに分かりやすく説明することを心がけた。

そうして3ヶ月ほど経過したある日、大学の研究倫理審査委員会から、私に対して研究不正の申し立てがあったので調査を開始するとの連絡が届いた。「何のことだろう、事務サイドの間違いじゃないのか」と思いつつ、連絡の文面を詳しく読んでみて仰天した。

今回の論文は単著ではなく共著論文（筆頭著者は私）である。その共著者一同から以下の訴えがあったのだ。「CC 表示の際に非営利、改変不可を選択しました。即時無料公開した論文には、そのことが明示されています。ところが、Y 氏は共同研究者の許諾を得ることなく、一般向けにわかりやすくという（自分勝手な）理屈で論文の内容を（私どもの受け止めでは）不正確な形で世間に伝えています。これは看過できない改変にあたると共著者一同は考えます。また、Y 氏は企業等の営利組織が主催する文化講演会等で、共同研究者の許諾を得ることなく、研究成果の講演を単独で行い、講演料を得ています。これは非営利に違反する行為だと共著者一同は認識しています。このような行為は明確な研究不正に該当すると私どもは考えますので、貴大学で調査の上、しかるべき処置をよろしくお願い申し上げます」

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

ここで私は目が覚めた。そして、夢であったことに感謝した。このような悪夢は誰もみたくないであろう。論文公開方法を決めるときに、著作権についてもっと勉強し、共著者と公開方法についてしっかり議論して共通理解を作り上げ、それを記録に残していれば、こんな問題は避けられたはずだ。CC ライセンスについては、できれば共著者全員で覚え書きを残すのが安全策だろう。

【別の観点からのコメント】

- ・このような話は単なる空想でしかなく、無視してよいと考える。
- ・今後は、これに類するケースも出てくるのではないかな。
- ・「CC ライセンスについては共著者と慎重に相談し、できれば共著者全員で覚え書きを残すのが安全であろう」という指摘はもっともだと思う。その覚え書きの書式はどこにあるのか。
- ・覚え書きの書式の実例は、以下のプレプリントの末尾に示されている。

<https://jxiv.jst.go.jp/index.php/jxiv/preprint/view/73>

<https://jxiv.jst.go.jp/index.php/jxiv/preprint/view/161>

<https://jxiv.jst.go.jp/index.php/jxiv/preprint/view/418>

7. まとめと今後の展望

以上で、日本語学術論文の即時 OA 化にかかる諸問題を概観した。本節では、即時 OA 化を円滑に進め、OS の実現を目指していく上で、今後、議論すべき事柄として、4 点を取り上げて論じたい。

7.1 オープンアクセス化の対象の拡大の検討

1 点目は、OA 化の対象とする学術成果の範囲の拡張についてである。本稿 4.1 節で紹介した BOAI は「オンラインで無料公開されるべき論文の範囲は…何よりもまず査読付きジャーナル論文である」としており、おそらくはこの方針を踏襲して、今般の施策でも、電子ジャーナルに採択された査読付き論文（および根拠データ）のみが即時 OA 化の対象となったものと思われる。この方針そのものに異論はないが、これが達成された段階では、すみやかに非査読論文の即時 OA 化がなされ、ついで、市民科学で生み出された研究成果についても、即時義務を外し、かつ、著者の同意を前提として、OA 化の対象に含めていくことが重要ではないかと考える。

OA 制度における非査読論文の扱いについては、BOAI も、「著者がオンラインで公開してコメントをもらったり、研究上の重要な知見を他の研究者に知ってもらったりすることを希望する場合に」限って公開すればよいとしているわけだが、非査読論文が OA 化されないままでは、以下のような問題が生じる。

1 つ目は、価値ある研究にアクセスできないことである。基礎科学分野において、日本語学術論文の発表先として今なお相当数を占めるのは、査読制度をとらない、または形式的な査読にとどまる学内紀要や研究会レベルの研究誌であり、そうした媒体にベテラン研究者による価値ある論考が掲載されることも少なくない。この点に関しては、「世の中を変えたアインシュタインの有名論文はどれも査読を経ていない…ワトソンとクリックの二重らせん論文も査読を経ていない。『ネイチャー』に査読があったなら、掲載されなかった」という重要な指摘もある（有田 2021:22）。もちろん、かつてに比べると、非査読論文の電子公開は進んでおり、2023 年時点で、機関リポジトリで公開されている紀要論文の比率（49.7%）はジャーナル掲載論文（13.1%）の 4 倍近くになっているわけだが（林 2023）、現状においても、紙による出版物そのものか、数十冊限定で作成される論文ごとの「抜き刷り」を入手しないと読めない非査読論文は大量に存在する。

2 つ目は、上記の結果として、多くの研究が読まれないままになるという問題である。Web of Science Core Collection に所収された論文の量的概観を行った村上・西川・伊神（2023: 92）によれば、2020 年に刊行された日本の論文中、全体の 14.3%が引用数 0 で、引用数 3 回以下のものを含めると全体の約過半を占めるという。国際ジャーナルに掲載された自然科学系論文がこうした実態であるならば、非査読の日本語学術論文を含めると、読まれていない論文の比率ははるかに高

くなるだろう。引用数やインパクトファクターといった計量指標への安易な依存には慎重さが必要であるが、一般論として言えば、幅広い論文の OA 化は、読者の絶対数を増やし、ひいては、引用を含む論文のさらなる利活用の機会を広げることになる。いわゆる FAIR 原則 (Wilkinson, et al. 2016) にもあるように、膨大な情報の中から、読みたい論文が発見でき (findable)、それに自由にアクセスすることができ (accessible)、かつ、そのデータが相互利用できるような分析しやすい形で提供されていて (interoperable)、はじめて、論文やその知見が再利用可能 (reusable) となる。OA にすれば、注目されにくい分野を扱った非査読の日本語学術論文であっても相当数の読者に届くことは想像に難くない。松田 (2024) も言うように、「科学が高度に専門化」する中で「一人の研究者が評価できる範囲」は思いのほか限定的である。つまり、ある論文が真にその内容に問題意識を持つ読者に届き、その価値が適切に判定されるためには、OA 化を通して、様々な関心・背景を有する多数の読者に読まれることが重要な条件となるのである。

3 つ目は、OA 化の対象から外れることで、非査読論文が OA 制度の中で存在しないことにされ、そのすべてが価値のないものとみなされてしまう恐れである。OA の理念が「公的資金によって生み出された研究成果を広く国民に還元する」ことだとすれば (内閣府 2024a)、公的資金の入った非査読論文についても、広くアーカイブ化と迅速な OA 化を求めるべきであろう。

以上、非査読論文を即時 OA 化の対象に含める必要性について述べたが、それが達成された次の段階では、OA 化の対象をさらに広げていくことを考えたい。「科学技術、イノベーションの創出及び地球規模課題の解決」 (内閣府 2024a) に資するのは、公費が投入された職業研究者の研究だけではない。とくに、OS の対象に市民科学を包含する場合 (齊尾 2024)、OA 化されるべき対象はさらに広がる。この点に関して、すでに各大学の博士論文については電子公開が義務化されているところであるが、修士論文や学部卒業論文の公開はほとんどなされていない。また、高等学校における「探究」の教科化に伴い、各校では、毎年、多くの探究論文ないし探究レポートが生み出され、その中には、コンテストで入賞する等、きわめて水準の高いものも含まれているが、これらの公開もほとんど行われていない。加えて、地域史の調査や、地域の自然環境の実態調査等において、一般市民や市民の団体によって多くの価値ある研究がなされているが、こうした成果も関係者以外への公開はきわめて限定的である。職業研究者以外によるこうした広義の研究業績についても、本人の同意を前提として、体系的なアーカイビングと OA 化の対象に含めていく方策の検討が必要であろう。

7.2 プレプリントサーバーのスクリーニング体制の検討

2 点目は、Jxiv のような公的プレプリントサーバーにおけるスクリーニング体制についてである。2024 年 8 月の内閣府説明会において、OA 化の原則的方法が研究者の所属機関のリポジトリによる公開であることが示されたが、何らかの事情で機関リポジトリを使用できない場合は、公的プレプリントサーバーを頼ることになるだろう。この意味において、公的プレプリントサーバーは、学術論文の公開プラットフォームとして、学術的な信頼性を長きにわたって維持し続けていくことが必要となる。

ジャーナル公刊済み論文のプレプリント公開だけであれば問題は少ないが、Jxiv は「未発表の査読前論文（プレプリント）をオープンアクセスで公開する」日本初のプレプリントサーバーと位置付けられており（https://jxiv.jst.go.jp/jxiv_docs/ja/Jxiv_about_ja.html），今後、ありとあらゆるタイプの原稿が持ち込まれる可能性がある。そこには、ジャーナルに投稿はしたものの、研究の質や内容に重大な問題があつて採択に至らなかったものや、さらには、もともとジャーナル投稿の意図すらないような原稿も含まれる。後者に関して、極端に政治的な文書やヘイトスピーチのような書き物、さらには剽窃や倫理的問題を含む文書が投稿される可能性もないとは言えない。

ここで問題になってくるのが、投稿論文のスクリーニングである。Jxiv は「投稿されたすべてのプレプリントに対し、公開の前に体裁や倫理的・法的リスク等に関する基本的なチェック」を行うものの、その「内容の論理的整合性、信憑性、データの信頼性等を確認・判断する」ことはせず、公開物の「内容全般を承認・保証するものでは」ない、という立場を取っているが、一般論として、プレプリントサーバーにおけるスクリーニングは悩ましい問題となりうる。

学術論文のスクリーニングは、その厳格さに応じて 4 つのレベルが考えられる。1 つ目は、ジャーナルに準じる厳格な査読を行うことだが、プレプリントサーバーの場合、これはもとより不可能である。2 つ目は、学問的重要性の判断を行わず、実験手法やデータ処理の形式的妥当性のみを確認する方向である。科学・医学分野の新興 OA ジャーナルである PLOS ONE は「査読を簡略化し、手法と結果の解釈が科学的に妥当であれば論文を掲載する」という方針で査読を行っているが（佐藤・逸村 2010），その掲載料は 1,006 ドルから 2,290 ドルとされ（2024 年 5 月現在），費用負担を求めないプレプリントサーバーが同様のスクリーニングを行うことも考えにくい。3 つ目は、Jxiv や、海外の多くのプレプリントサーバーが標榜するように「体裁や倫理的・法的リスク等」に限った確認を行うという方向である。しかし、幅広い分野の投稿に共通して適用される、論文として許容しうる最低限の「体裁」や、「倫理的・法的」妥当性をだれがどのような責任と権限で判断するのかは曖昧である。とくに人文系では、科学と疑似科学、研究と疑似研究、客観的科学と主観的な自己主張の線引きは、一般に想像されるほど容易ではない。また、形式的とは言え、スクリーニングを置くことで、著者が当該論文を「査読付き」と自称するような事態への対策も必要になる。4 つ目は、投稿された論文の価値評価を研究者コミュニティ内での相互評価や評判（レピュテーション）に委ね、一切のスクリーニングを行わず、そのことを内外に明言するという方向である。研究者 SNS として出発し、現在は論文の共有プラットフォームとしても認知されている RG 等はこのタイプである。

今般の即時 OA 義務化により、公的プレプリントサーバーの利用者数の増大が予想されるが、そうした状況の中で、各プレプリントサーバーがスクリーニングをどのように定義し、どのようにそれを持続可能な形で実践していくのか、あるいは、RG のような方向に切り替えるのかについては議論の余地があるだろう。プレプリントサーバー側に決定の責務のすべてを押し付けるのではなく、プレプリントサーバーの利用者であり受益者でもある研究者らが主体的に議論に参画することで、日本の現状に即したより良いプレプリントサーバーの在り方を模索していくことができるのではないかとと思われる。

7.3 今後の学術出版の在り方の検討

3点目は、権利保持戦略（本稿 4.5 節および 5 節参照）の広がりをも前提とした今後の日本語学術出版の在り方についてである。もっとも、日本において、権利保持戦略が、今後、どのような形で展開していくのか（あるいはしないのか）は、現時点では見通すことが難しい。とくに、本稿著者らの実践を含め（本稿 2.2 節参照）、いわゆる「先行 OA」、つまりは、ジャーナル出版に先立って、プレプリントサーバー上で CC BY で公開された原稿の著作権の扱いについてははっきりしないことが多い。たとえば、こうした論文が、プレプリント公開済み原稿の投稿を認めるジャーナルに採択された場合、CC BY が自動的に継承され、改めて CC BY を宣言せずとも、権利保持戦略はすでに発動されているということになるのであろうか。あるいは、先行公開したプレプリントとジャーナルに投稿した論文は、仮に内容が同一であったとしても、学術出版の制度上、完全な別物とみなされ、先行公開版の CC BY は投稿時点でいったんリセットされるべきなのではあろうか。仮に前者のような解釈が可能なのだとすると、権利保持戦略の意味合いと影響力は大きく変化することになるが、このあたりの法的な整理がどうなっているのかは、確認しておく必要があるだろう。

あわせて留意すべきは、即時 OA 化の義務付けや、それに伴う権利保持戦略の行使によって、国内の出版社や学会に多大な影響が及びかねないという問題である。先端科学分野の英語論文について言えば、その流通が営利目的の学術プラットフォームに支配されているという現状があり、権利保持戦略は、それに抗う手段の 1 つと認識されている。これに対し、基礎科学分野の日本語学術論文に関して言えば、ジャーナル刊行元の多くは非営利の学会や研究会、あるいは、営利を度外視して出版を引き受けている小規模な出版社等であり、そもそも、話の前提が異なる。

たとえば、論文著者が一斉に権利保持戦略を行使するようになれば、ジャーナル出版を引き受けていた小規模出版社は、早晚、そこから撤退するであろう。また、ジャーナルを刊行する学会も難しい判断を迫られる。前述したように、今後、プレプリントを CC BY で先行公開し、広く読者からのコメントを受けて改訂した原稿をジャーナルに投稿するケースも増えてくるだろう。この場合、学会としては、広く「プレプリント公開済み原稿も投稿可」とするのか、後でエンバーゴがかけられるよう、ジャーナル側（学会側）の利益も加味しつつ「プレプリント公開済み原稿も投稿可、ただし CC BY 宣言済みのものは除く」とするのか、あるいは、いわゆる初出規定を厳格に順守し、「プレプリント公開済み原稿は未発表原稿でないため投稿不可」とするのか決めなければならない。さらに、エンバーゴを置いている場合は、即時 OA 義務化に対応すべく、エンバーゴを撤廃するののかも決める必要がある。ゼロエンバーゴにすれば、即時 OA を促進する一助になるが、一方で、「いち早く論文が読める」という学会員の最大のメリットがなくなり、会員（とくにジャーナル購読のために加入している団体会員）の数が減り、やがては学会として活動の継続ができなくなる恐れもないわけではない。

内外ともに、即時 OA 義務化をめぐる議論においては、先端科学分野の査読付き英語論文へのアクセス権の確保の話ばかりが前面に出る傾向があるが、実際には、それ以外の論文も多い。十

把一絡げの議論にするのではなく、学問分野ごとの特殊性、とくに、これまで日本語学術論文の流通と質の担保を担ってきた小規模な学会・出版社の持続可能性に十分配慮した丁寧な議論と具体的な対応が求められる。

7.4 学術論文の根拠データの公開についての検討

4点目は、即時 OA 義務化において、論文（のプレプリント）とともに公開すべきとされた根拠データの扱いについてである。内閣府（2024c）では、「根拠データ」について、「掲載電子ジャーナルの執筆要領、出版規程等において、透明性や再現性確保の観点から必要とされ、公表が求められる研究データ」という定義を与えた上で、根拠データの公開は、「オープン・アンド・クローズ戦略」（自身が公開すべき情報と秘匿すべき情報を決定する）に基づいてなされるべきもので、今般の施策で「従来公開していなかった研究データを根拠データとして公開を新たに求め」ないことが明言されている。

学術研究には様々な分野が含まれるが、現時点において、根拠データの提出を義務付けているジャーナルはごく一部に限られる。このため、根拠データの公開義務は、研究者の大半には直接的には影響しないわけであるが、これを機に、より多くの分野の研究者が、データ公開の必要性について再考することはおそらく有益であろう。

基礎科学分野を例にすると、心理学の分野では、データ公開の必要性が広く認識されつつあり、ローデータの公開を義務付けるジャーナルも出てきている。三浦（2018）は、心理学の分野では、研究結果の再現性の低さが社会問題にまでなるような事件が少なからず発生したため、科学としての信頼性を再構築するための積極的方策として、研究の透明性（transparency）と開放性（openness）の確保が求められていると指摘している。武藤（2020）は、「オープンデータ」が、OA・データ中心科学・市民科学とともに OS を支える基礎概念であるとした上で、公開すべきデータとして、ローデータ（協力者から集めたデータの現物等）、スクリプト（分析コード等）、マテリアル（実験刺激等）の3種を示している。また、それらの公開が、分析方法とデータの透明性の向上（論文では書ききれない分析方法の詳細を示せる）、分析の再生性保証（同じ方法での追試を可能にする）、分析の頑健性保証（無数の分析方法がありうる中で、論文で採った方法以外で追試しても同じ結果が出るか他者が確認できる）、効果の再現性の向上（追試、メタ分析）のほか、他者による二次分析を可能にする副次的効果もあるとし、とくに、「ローデータの公開は比較的低コストな割に信用性に広く貢献」すると結論付けている。

本稿は、日本語学術論文の OA の問題に限って議論を行ってきたが、論文の妥当性がデータの妥当性に立脚するのは自明であり、論文に付随するデータの公開についても、今後、考えていく必要があるだろう。

以上、即時 OA 化を円滑に進め、OS の実現を目指していく上で議論すべき事柄として4点を取り上げて簡潔に示した。いくらかの懸念や不安が残ることは事実であるが、幅広い日本語学術論文と関連データの即時 OA 化は、我が国の研究界のみならず、市民社会全体にとって、想定され

るデメリットをはるかに上回るメリットをもたらす可能性が高い。先端科学分野の研究者のみならず、基礎科学を含めた幅広い分野の研究者がこの問題に関心を持ち、それぞれの属する大学や学会で議論を深め、関係者との協働によって OA の実践を積み重ねていけば、諸問題への対処の指針も自ずと定まり、豊かな OS、さらには、その先にある豊かなオープンソサエティへの扉が開かれていくことであろう。こうした展開が現実になることを期待しつつ、本稿を閉じることとしたい。なお、付録として「倫理チェックリスト」と「クリエイティブ・コモンズ・ライセンスに関する共著者の同意書（覚え書き）の書式」の実例を稿末に示した。

改稿記録

（初版）

本原稿の初版は 2024 年 5 月 26 日に Jxiv に投稿され、5 月 30 日に公開された。その後、2024 年 6 月 11 日には、国立国語研究所第 273 回 NINJAL サロンにおいて、「日本語学術論文の即時オープンアクセス実現に向けて」と題して、本稿著者による口頭発表が行われた。

（第 2 版）

初版公開後にいただいた質問やコメントをふまえて改訂を行い、第 2 版とした。初版では、CC BY の継承性をふまえると、ジャーナル投稿に先立ってプレプリントサーバーに論文を CC BY 公開することでも権利保持戦略が発動できるのではないかと考えていたが（本稿 7.3 節参照）、この点については十分な根拠を欠くため、誤解を避けるべく、第 2 版において関連する記述を全面的に修正した。また、このほかについてもいくつか微細な修正や追記を行った。主な変更点は以下の通りである。

- ・ 4.4 節：エンバーゴの原義と OA 化の文脈における意味についての説明の追加
- ・ 4.5 節：権利保持戦略について現時点で一般的とされる解釈に変更
- ・ 5 節：cOAlition S の Plan S に基づいて全面的に差し替え
- ・ 6 節：権利保持戦略にかかる部分を修正
- ・ 7 節：Jxiv のスクリーニング方針と、権利保持戦略の解釈に関する記述を新たに加え、全体を 3 点に整理

（第 3 版）

第 2 版公開後にいただいたコメントおよび 2024 年 8 月に行われた内閣府の説明会の内容をふまえて、内容の追加と微修正を行った。主な変更点は以下の通りである。

- ・ 1 節：2024 年 8 月開催の内閣府説明会の内容を追加。また、サイエンスの多層性やその中における OA の位置づけを示すため、2 つの図を追加。これらに伴い、1 節を 3 つのサブセクションに分割
- ・ 7.1 節：記述を整理
- ・ 7.2 節および 7.3 節：内閣府の方針をふまえ、記述を整理

- ・7.4 節：学術論文の根拠データの公開についてセクションを追加。心理学分野でのオープンデータの取り組みの紹介を追加

(第4版)

第3版において2024年8月に行われた内閣府の説明会の日付に誤記があったため修正した。

(第5版)

東京大学附属図書館の尾城友視氏から「図書館員の中では、プレプリントと著者最終稿(AAM)は明確に異なるバージョンとして扱っており、機関リポジトリは主に著者最終稿をアーカイブするものとするのが一般的ではないか」との指摘をいただいた。確かに本稿に先行する「オープンサイエンス時代の言語系研究と教育—プレプリントの公開をめぐる一—」(横山・石川、2022)の「1. はじめに」には下記の記述があるため、6ページと11ページの関連個所の文言の一部を微修正した。

「…尾城(2021)などを参考にして、投稿前ないし投稿時点における著者オリジナル版(査読による修正が一切入っていないもの)と、査読過程版(一次査読などの意見で部分的な修正が入っているもの)をプレプリントとする。なお、受理(accepted)が決定した著者最終版(出版社の編集などが入っていないもの)はポストプリントと呼ばれ、プレプリントとは区別される。」

その他、文言や体裁を整えるための軽微な修正を数か所で行った。また、共著者の所属等に異動が2025年4月1日付であったため、情報を更新した。

初版から第3版までの間に、かなり大きな修正を行うこととなったが、こうした修正が可能になったのも、いわゆる先行OAの恩恵である。初版、第2版、第4版をお読みいただき、貴重なご批判・ご助言を賜った各位に深く御礼申し上げます。

参考文献³

Chan, Leslie, Darius Cuplinskis, Michael Eisen, Fred Friend, Yana Genova, Jean-Claude Guédon, Melissa Hagemann, Stevan Harnad, Rick Johnson, Rima Kupryte, Manfredi La Manna, István Rév, Monika Segbert, Sidnei de Souza, Peter Suber and Jan Velterop (2002) Budapest open access initiative. Open Society Foundations. <http://www.soros.org/openaccess/read.shtml>
Research Excellence Framework (2024) Research excellence framework 2029 open access consultation. <https://www.ref.ac.uk/guidance/ref-2029-open-access-policy-consultation/>

³ 参考文献中、ウェブサイトからのものについては、いずれも、2024年5月1日時点で閲覧・確認を取っている。

Singh Chawla, Dalmeet (2022) Japan launches preprint server—but will scientists use it? *Nature*.

<https://www.nature.com/articles/d41586-022-01359-x>

UKRI (2023) Monitoring and evaluating the effectiveness of UKRI's open access policy: Principles, opportunities and challenges Prepared on behalf of UK research and innovation. <https://www.ukri.org/wp-content/uploads/2023/09/UKRI-04092023-Monitoring-and-evaluating-the-effectiveness-of-UKRIs-open-access-policy-Principles-opportunities-and-challenges.pdf>

Wellcome Trust (2022) Grant conditions.

<https://wellcome.org/sites/default/files/2022-05/grant-conditions-UK-and-overseas.pdf>

Wilkinson, Mark D., Michel Dumontier, IJsbrand Jan Aalbersberg, Gabrielle Appleton, Myles Axton, Arie Baak, Niklas Blomberg, Jan-Willem Boiten, Luiz Bonino da Silva Santos, Philip E. Bourne, Jildau Bouwman, Anthony J. Brookes, Tim Clark, Mercè Crosas, Ingrid Dillo, Olivier Dumon, Scott Edmunds, Chris T. Evelo, Richard Finkers, Alejandra Gonzalez-Beltran, Alasdair J.G. Gray, Paul Groth, Carole Goble, Jeffrey S. Grethe, Jaap Heringa, Peter A.C 't Hoen, Rob Hooft, Tobias Kuhn, Ruben Kok, Joost Kok, Scott J. Lusher, Maryann E. Martone, Albert Mons, Abel L. Packer, Bengt Persson, Philippe Rocca-Serra, Marco Roos, Rene van Schaik, Susanna-Assunta Sansone, Erik Schultes, Thierry Sengstag, Ted Slater, George Strawn, Morris A. Swertz, Mark Thompson, Johan van der Lei, Erik van Mulligen, Jan Velterop, Andra Waagmeester, Peter Wittenburg, Katherine Wolstencroft, Jun Zhao and Barend Mons (2016) Comment: The FAIR guiding principles for scientific data management and stewardship. *Scientific Data*, 3, Article No. 160018. <https://doi.org/10.1038/sdata.2016.18>

赤池伸一 (2023) 「日本のオープンサイエンス政策について」

https://biosciencedbc.jp/event/symposium/togo2023/files/togo2023-talk001_01.pdf

有田正規 (2021) 『学術出版の来た道』 東京：岩波書店。

尾城考一 (2021) 「学術の記録をめぐる動向」 『薬学図書館』 66(3): 103-108.

https://www.jstage.jst.go.jp/article/jpla/66/3/66_103/_pdf

尾城友視・花崎佳代子 (2024) 「英国における公的助成機関による OA ポリシーへの対応に関する調査報告」

https://www.janul.jp/sites/default/files/2024-04/sirc_report_202403_uk_projection.pdf_0.pdf

京都大学 (2015) 「オープンアクセスポリシー」

<https://www.kulib.kyoto-u.ac.jp/uploads/oapolicy.pdf>

国立国会図書館 (2018) 「英国のウェルカム・トラスト，新たなオープンアクセス(OA)ポリシーを発表」 カレントアウェアネスポータル記事 (2018 年 11 月 8 日) .

<https://current.ndl.go.jp/car/37004>

小森日菜子・小林さやか・川田伸一郎 (2024) 「国立科学博物館所蔵ヤマメ剥製標本はニホンオオカミ *Canis lupus hodophilax* か？」 『国立科学博物館研究報告 A 類(動物学)』 50(1): 33-48.

https://doi.org/10.50826/bnmnszool.50.1_33

- 齊尾武郎 (2024)「開かれた科学とその敵：メタサイエンス的再生の時代に」『臨床評価』51(3): 382-390. http://cont.o.oo7.jp/51_3/p382-90.pdf
- 佐藤翔・逸村裕 (2010)「機関リポジトリとオープンアクセス雑誌：オープンアクセスの理念は実現しているか？」『情報の科学と技術』60(4): 144-150.
https://www.jstage.jst.go.jp/article/jkg/60/4/60_KJ00006203184/article/-char/ja/
- 内閣府 (2023)「統合イノベーション戦略 2023」<https://www8.cao.go.jp/cstp/tougosenryaku/2023.html>
- 内閣府(2024a)「学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針」
https://www8.cao.go.jp/cstp/oa_240216.pdf
- 内閣府(2024b)「日本の学術論文等のオープンアクセス政策について」(2024年4月25日、26日開催説明会資料) https://www8.cao.go.jp/cstp/oa_houshin_setsumei.pdf
- 内閣府 (2024c)「学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針」の実施にあたっての具体的方策について」(2024年8月27日、28日開催説明会資料)
https://www8.cao.go.jp/cstp/hosaku_setsumei.pdf
- 林正治 (2023)「オープンアクセス(OA)義務化とエビデンスデータ公開への対応を考える」オープンフォーラム「公開基盤のこれからを考える」(2023年5月31日発表資料)
<https://www.nii.ac.jp/openforum/upload/7b476774aebf40f040e796ebc529f970265e090a.pdf>
- 松田省吾 (2024)「サイエンス Next Views：日本の論文『ほぼ引用なし』が半数，研究者評価の改革を」日本経済新聞. 2024-5-5.
<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOSG189ML0Y4A410C2000000/>
- 三浦麻子(2018)「心理学におけるオープンサイエンス：『統計革命』のインフラストラクチャー」『心理学評論』61 (1): 3-12. https://doi.org/10.24602/sjpr.61.1_3
- 武藤択之 (2020)「まずはオープンデータから！高めよう信頼性，広めよう二次分析」日本心理学会第84回大会企画シンポジウム「若手が聞きたい再現可能性問題の現状とこれから」発表資料. <https://www.docswell.com/s/mutopsy/5LVL6Z-at-84#p1>
- 村上昭義・西川開・伊神正貫 (2023)「調査資料 329：科学研究のベンチマーキング 2023—論文分析でみる世界の研究活動の変化と日本の状況—(報告書全文)」科学技術・学術政策研究所.
<https://nistep.repo.nii.ac.jp/record/2000009/files/NISTEP-RM329-FullJ.pdf>
- 横山詔一・前田忠彦・高田智和・相澤正夫・野山広・福永由佳・朝日祥之・久野雅樹 (2021)「日本人の読み書き能力 1948 年調査における非識字率と生年の関係」『計量国語学』33(8): 602-611. https://doi.org/10.24701/mathling.33.8_602
- 横山詔一・石川慎一郎 (2022)「オープンサイエンス時代の言語系研究と教育：プレプリントの公開をめぐる」『言語・情報・テキスト：東京大学大学院総合文化研究科言語情報科学専攻紀要』29: 67-80. <https://doi.org/10.15083/0002005966>
- 読売新聞 (2024)「公的予算での研究に学術論文の即時無料公開を義務づけへ…政府，成果を国民に還元」2024-2-16. <https://www.yomiuri.co.jp/science/20240216-OYT1T50125/>

Toward Realizing Immediate Open Access of Research Findings in Japanese

YOKOYAMA Shoichi^a ISHIKAWA Shin'ichiro^b

IDA Hiroyuki^c AIZAWA Masao^a

^aProfessor Emeritus, NINJAL

^bKobe University

^cThe University of Kitakyushu

Abstract

The Cabinet Office of the Japanese government has mandated the immediate open access (OA) of research outputs supported by competitive funds to be publicly solicited after fiscal year 2025. Focusing on the OA of journal articles written in Japanese, this paper examines the current situation and discusses the actions required of authors. This paper comprises seven sections. Section 1 illustrates the background of the OA initiative, Section 2 introduces the related literature, Section 3 presents the outline of the immediate OA policy, Section 4 discusses the keywords and key concepts, Section 5 presents a check-list for authors, Section 6 discusses several problems that may occur in the near future, and Section 7 summarizes the discussion and lists the issues that must be further considered.

Keywords: open access, open science, journal papers written in Japanese, rights-retention strategy

付録：倫理チェックリスト

以下 Q1 から Q14 まで、末尾に同意文書の書式も添付

- ・利益相反（Conflict of Interest: COI）の開示 → Q12 で記述
- ・著者の貢献（Author Contributions）の記載（著者が複数の場合）→ Q9-2 で記述

Q1. 研究を行うにあたり、所属または関連機関の倫理委員会の承認を得ましたか。

A1. 本研究は「人を対象とした研究」ではないため、本項目に該当しない。

Q2. 実験や調査に先立ち研究参加者からインフォームド・コンセントを得ましたか。

A2. 本研究は「人を対象とした研究」ではないため、本項目に該当しない。

Q3. やむをえずインフォームド・コンセントが得られない場合は、代替となる手段をとりましたか。（親や責任者による承諾を得るなど）

A3. 本研究は「人を対象とした研究」ではないため、本項目に該当しない。

Q4. 実験や調査においては、研究参加者や動物に負荷やリスクはありませんでしたか。

A4. 本研究は「人を対象とした研究」ではないため、本項目に該当しない。

Q5. 実験や調査にデセプションがありましたか。

A5. 本研究は「人を対象とした研究」ではないため、本項目に該当しない。

Q6. 動物実験においては、必要最小限の個体数で実験しましたか。

A6. 本研究は「動物を対象とした研究」ではないため、本項目に該当しない。

Q7. プライバシーは保障されていますか。

A7. 本研究は「人を対象とした研究」ではないため、本項目に該当しない。

Q8. 論文は著者自身によるオリジナルの論文ですか。

A8. 本論文は、著者自身によるオリジナルの論文である。

Q9-1. 著者が連名である場合、連名者全員から投稿の承諾を得ていますか。

A9-1. 連名者全員より投稿の承諾を得ており、合意文書を作成している。

Q9-2. 著者名の順序は貢献度を適切に反映していますか。

A9-2. 具体的な貢献度をふまえて著者名の順序を決定している。具体的には以下の通りである。

また、同等の内容を論文本体にも注として記載している。

横山詔一：全体構想の統括，および第 1 節，第 3～6 節の執筆を主として担当

石川慎一郎：全体構想の補助，および第 1-2 節，第 7 節の執筆を主として担当

井田浩之：問題意識・追加情報の提供，論文の一部執筆など修正に寄与

相澤正夫：問題意識・追加情報の提供など修正に寄与

Q10-1. 他者が作成した材料やプログラムを用いたり，図表や本文を引用したりした場合，その出典は示されていますか。

A10-1. 先行研究からの引用については参考文献に記載している。また，本論文では，材料やプログラムの使用，また，図表の引用を行っていない。

Q10-2. 原著者からの承諾を得ていますか。

A10-2. 本論文では，一般に原著者・著者権保持者からの承諾が必要とされる図版等の転載は行っていない。

Q11. 不適切，あるいは差別的な用語や表現がないかチェックしましたか。

A11. 共著者間の数回の読み合わせのプロセスを経て，不適切，また，差別的な用語や表現がないことを確認している。

Q12. 企業などと共同研究を実施，あるいは企業などからの助成を受けましたか。（利益相反（COI: Conflict of Interest）について，研究の公正性，信頼性を確保するためには，利害関係が想定される企業などとのかかわりについて，適切に対応する必要があります。）

A12. 本研究の実施にあたり，企業との関りはない。

Q13. 共著者との共同研究である場合，各著者はその公表の仕方についても相互に十分な説明のもとで同意をしていますか。（クリエイティブ・コモンズ・ライセンスの表示については，全ての著者がその具体的に意味するところを十分に承知している必要があります。）

A13. 著者全員が議論を行い，十分な理解を醸成した上で，クリエイティブ・コモンズ・ライセンスを「CC BY」とすることについて全員から承諾を得た。その旨を合意文書に残すとともに，論文本体にも明記している。

Q14. 生成系 AI によるサポートを受けましたか。

A14. 本研究の実施にあたり，生成系 AI は使用していない。

以上

(同意文書)

Jxiv 投稿にあたっての同意について

横山詔一 様

私は次に示す論文の共著者として、Jxiv への投稿、及びクリエイティブ・コモンズ・ライセンスに関する意思表示について十分に理解したうえで、下記の3点すべてに同意します。

論文表題：日本語学術論文の即時オープンアクセス実現に向けて

共著者名：横山詔一・石川慎一郎・井田浩之・相澤正夫

記

1. Jxiv に上記の共著者順により投稿すること
2. 投稿論文のクリエイティブ・コモンズ・ライセンスに関する意思表示を「CC BY」とすること
3. その後に学術雑誌等に投稿する場合も、クリエイティブ・コモンズ・ライセンスに関する意思表示を「CC BY」とすること

2024 年 5 月 27 日

(自署) _____